

無国籍条約加入の意義と日本の課題

Conventions relating to statelessness and Japan' s Challenges

付 月（筑波大学非常勤研究員）

FU Yue (Part-time researcher, University of Tsukuba)

キーワード：無国籍、条約、加入、UNHCR、日本

1. 報告の目的

本報告では、無国籍に関する条約、すなわち、1954年の「無国籍者の地位に関する条約」(The 1954 Convention relating to the status of stateless persons) および 1961年の「無国籍の削減に関する条約」(The 1961 Convention on the reduction of statelessness) の内容を概観したうえで、いずれの条約の締約国にもなっていない日本において、無国籍者が直面している法的問題を指摘し、日本が両条約に加入する意義について検討することを主な目的とする。

2. 背景と問題の所在

国籍とは、個人が特定の国家に所属する資格であると一般的に定義されている。国籍を有することは、個人が法的な存在として認められ、かつ、社会への参加や人権を享受するための重要な要素になっている。つまり、国籍は、アイデンティティだけでなく、国家による保護および多くの市民的・政治的権利を享受させる権利を、個人に対して与えている（列国議会同盟（IPU）・国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、2009年）。そのため、国籍が「権利をもつための権利（the right to have rights）」（IPU and UNHCR, 2005）と表現されるように、国籍をもつこと自体が人権であると認識されている。国籍をもつ権利は、世界人権宣言第15条をはじめ、市民的及び政治的権利に関する国際規約第24条第3項、子どもの権利条約第7条第1項など、多くの人権条約で規定されている。

しかし、実際には、どこの国の国籍をももたない無国籍者が多数存在している。また、形式的に国籍をもっているが、その国籍が実効的なものでない場合がある。無国籍の発生は、国籍法の抵触や、領土の移動、婚姻にかかる法令、行政手続き、差別、出生登録にかかる法令など、さまざまな原因によって生じている（UNHCR, 1999）。世界における無国籍者の数について、国連難民高等弁務官事務所（以下、「UNHCR」という。）は、2010年末時点で65カ国に約350万人の無国籍者がいるとの統計を示し、世界全体には約1,200万人の無国籍者がいると推計している（UNHCR, 2011）。

3. 無国籍に関する条約とUNHCRの取組み

国際社会では、無国籍者の発生防止とその数の削減、および無国籍者の権利保障に関する取組みがなされている。2度にわたる世界大戦後、国連は無国籍に関する国際条約を採択した。その目的は、国籍の恣意的な剥奪、また多くのケースにおいて故郷を強制的に追われた何百万人にもものぼる無国籍者の問題を解決するためであった。1954年の「無国籍者の地位に関する条約」では、無国籍者には最低限の法的地位が与えられるものと規定され

ている。1961年の「無国籍の削減に関する条約」では、国内法の整備によって無国籍の発生を防止するための原則や法的枠組みについて規定されている。2011年現在、1954年条約には72カ国、1961年条約には43カ国が締約国になっている。日本は、冒頭に述べた通り、いずれの条約にも加入していない。

難民の保護で知られる UNHCR は、無国籍者をもその援助対象者としている。1961年の「無国籍の削減に関する条約」第11条では、「締約国は、……本条約の利益を請求する者が、その請求の審査及びその請求を適切な機関に提出する場合の援助を申請する組織を国際連合の枠内で設立することを促進しなければならない」と規定されている。そこで、1974年および1976年の国連総会において、UNHCRがこの第11条に基づく国際機関としての役割を担うよう決議された。つまり、UNHCRには、無国籍の発生防止とその数の削減、および無国籍者の保護に関する国際的な権限が与えられている。この UNHCR の無国籍者の保護にかかる責務は、1996年の国連総会決議において再確認されている。UNHCR は、無国籍の発生は適切な国籍立法と手続き、および普遍的な出生登録によって防止することができるとして、各国政府や市民団体と協力して、近年その取組みを一層強化している。

4. 日本の課題

日本における無国籍に対する認知度は、高いとはいえない。日本にもさまざまな無国籍者がおり、無国籍の問題が存在している。無国籍者は合法的な国際的移動が困難であることから、移住してきた無国籍者は日本で「不法」滞在を余儀なくされることがある。また、日本で生まれた無国籍児も、正確な人数は解からないが、相当数いるものと思われる。このような日本における無国籍の問題は、一般社会はもとより、政府や行政機関にもほとんど認識されていない。日本では、無国籍の概念自体が曖昧であり、国籍の確認ないし無国籍の認定が正確に行われていないという問題点も指摘されている（阿部、2010）。このような日本における無国籍者の存在と状況を正確に把握するとともに、上記2つの無国籍に関する条約の締約国になることが、無国籍問題に取り組む第一歩になるものと期待される。

参考文献：

- UNHCR, *UNHCR Global Trends 2010*, 2011. Available at: [<http://www.unhcr.org/4dfa11499.html> (accessed on 4th April, 2012)]
- 阿部浩己『無国籍の情景—国際法の視座、日本の課題』UNHCR、2010年。
- 列国議会同盟（IPU）・国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）『国籍と無国籍—議員のためのハンドブック』UNHCR 駐日事務所、2009年。
- IPU and UNHCR, *Nationality and Statelessness: A Handbook for Parliamentarians*, 2005 (Updated August 2008).
- 付月「無国籍者の発生防止と権利保護に関する一考察」亜細亜女性法学第9号〔人権II〕、亜細亜女性法学研究所、2006年、223～261頁。
- UNHCR, *Information and Accession Package: The 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons and the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness*, 1999.